

行政法（理論編）

1 総論

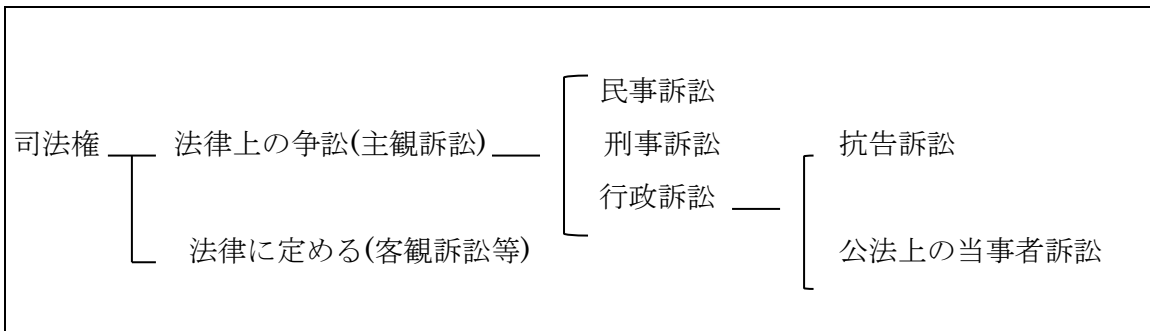
- ・ 司法権は具体的な争訟事件に及ぶ



「一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」
 （裁判所法 3 I）



- ①一切の法律上の争訟 → 主観訴訟（＝本来的な司法権）
- ②その他法律に定める機能 → 客観訴訟・非訟事件（≠ 本来的な司法権）



- ・ 主観訴訟（基本行政法 4 頁参照）

	民事法	刑事法	行政法
実体法	民法・商法	刑法	行政法総論・個別法
訴訟法	民事訴訟法	刑事訴訟法	行政事件訴訟法

2 訴訟要件（取消訴訟）

(1) 総論

行政訴訟は、行政処分の取消しを求める訴訟である「取消訴訟」（行訴法 3Ⅱ）が中心的な形態である。そこで、取消訴訟で特に問題となる訴訟要件 3 つに言及する。

(2) 処分性（行訴法 3Ⅱ）

「処分」とは、①公権力の主体たる国または公共団体の行う行為のうち（公権力性）、②その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの（直接具体的法効果性）をいう。

- ①公権力性 → 取消訴訟は行政行為の公定力を排除する訴訟類型であるため抗告訴訟と民事訴訟（または当事者訴訟）との振り分けが必要
- ②直接具体的法効果性 → 抗告訴訟は主観訴訟ゆえ対象を当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限定するため

ア ①公権力性

通説では行政機関が法令に基づいて**優越的な立場**で一方向的に国民の権利義務を形成することと考えられている。

ここでいう公権力性は、法律が「処分」仕組みを規定していることを指す。そのため以下の点を考慮して、立法者が処分と考えているかを解釈する。

- ・処分であることをうかがわせる文言（申請、決定、命令など）
- ・行政手続法の適用除外
- ・行政上の不服申し立て

イ ②直接具体的法効果性

- ・直接性（*行政組織内部での行政機関相互行為は否定される）

行政組織内部で行政機関相互の行為が行われ、それを前提として私人に対して権利義務を形成する行為が行われる場合、この行政機関相互の行為は処分に当たらない。

- ・具体性（*法令定立行為は原則否定される）

行政行為は一般的・抽象的に国民の権利義務を生じさせる法令とは異なり、国民に具体的な権利義務を生じさせる。なぜならば、行政法令において国民の権利義務を一般的・抽象的に定めておき、行政機関が当該法令を具体的な事案に当てはめて決定を行うことによって初めて国民の具体的な権利義務が生じる仕組みが取られているからである。

①法律・条例 → ②行政行為（=処分） → ③行政強制（義務履行確保）

- ・法効果性

行政指導、通知・通達など事実上の効果しかないものは原則として、法効果性は否定される。

(3) 原告適格（「法律上の利益を有する者」行訴法 9 I）

「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。そして法律上保護された利益とは、当該行政法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益も法律上保護された利益に当たる。

最終的に自己の権利若しくは法律上保護された利益が侵害されるといえる必要がある。そして、処分の名宛人であれば問題なく自己の権利若しくは法律上保護された利益が侵害されたといえる。そのため、**原告適格が問題となるのは処分の名宛人以外の者である。**

【原告適格（法律上保護された利益）の検討プロセス】

ステップ①：**不利益要件**（処分により原告が不利益を被ること）

ステップ②：**保護要件**（当該利益が不特定多数者の具体的利益として保護されていること）

ステップ③：**個別的保護要件**（当該利益が一般的公益に吸収解消されずに個々人の個別的利益として保護されていること）

【平成 25 年予備試験（改題）】

A市は、景観法（以下「法」という）に基づく事務を処理する地方公共団体（景観行政団体）であり、市の全域について景観計画（以下「本件計画」という。）を定めている。本件計画にはA市の臨海部の建築物に係る形態意匠の制限として「水域に面した外壁の幅は、原則として50メートル以内とし、外壁による圧迫感の軽減を図る」と定められている。事業者Bは、A市の臨海部に、水域に面した外壁の幅が70メートルのマンション（以下「本件マンション」という。）を建築する計画を立て、2013年7月10日に、A市長に対し法第16条第1項による届出を行った本件マンションの建築は法第17条第1項にいう特定届出対象行為にも該当する。しかし、本件マンションの建築予定地の隣に建っているマンションに居住するCは、本件マンションの建築は本件計画に違反し良好な景観を破壊するものと考えた。Cは、本件マンションの建築を本件計画に適合させるためには、水域に面した外壁の幅が50メートル以内になるように本件マンションの設計を変更させることが不可欠であると考え、法及び行政事件訴訟法による法的手段を採ることができないか、弁護士Dに相談した。Cから同月14日の時点で相談を受けたDの立場に立って、以下の設問に解答しなさい。

なお、法の抜粋を資料として掲げるので、適宜参照しなさい。

〔設問1〕（略）

〔設問2〕

〔設問1〕の法的手段について法及び行政事件訴訟法を適用する上で問題となる論点のうち原告適格の論点に絞って検討しなさい。

【資料】景観法（平成16年法律第110号（抜粋））

（目的）

第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2～5（略）

（住民の責務）

第6条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（景観計画）

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（中略）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という）を定めることができる。

一～五（略）

2～11（略）

（届出及び勧告等）

第16条 景観計画区域内において次に掲げる行為をしようとする者はあらかじめ（中略）行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築（以下略）

二～四（略）

2～7（略）

（変更命令等）

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう（中略））について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる（以下略）。

2 前項の処分は、前条第1項又は第2項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から30日以内に限り、することができる。

3～9 （略）

【解説】

Q. 行政庁が第三者である事業者 B に処分をしない場合であるが、周辺住民 C は「法律上の利益を有する者」（行訴法 37 条の 2 第 3 項）に当たるか？

ステップ①：不利益要件

→ 周辺住民の景観上の不利益

ステップ②：保護要件

→ 周辺住民の景観上の利益は具体的利益として保護されている

∴ 景観法 1 条「良好な景観の形成を促進」を目的として掲げている

ステップ③：個別的保護要件

→ 周辺住民の景観上の利益は個別的利益として保護されていない

∴ ① 根拠法令の景観法 17 I は「良好な景観の形成」と規定しているが、同法 6 条は景観計画に協力する責務を負う住民の範囲を限定していない → 同利益を個別的利益として保護する趣旨はない

② 周辺住民の景観上の利益は生命・身体と比べて重大な法益とはいえ、一般公益に吸収解消される

* 侵害態様は直接的・反復継続的として個別的利益として保護されていると論じる余地もある

よって、C の主張する利益は法律上保護された利益といえず、C は「法律上の利益を有する者」に該当しない

【論述例】

1 周辺住民 C は「法律上の利益を有する者」（行訴法 37 条の 2 第 3 項）に当たるか。

「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。そして法律上保護された利益とは、当該行政法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益も法律上保護された利益に当たると解する。その判断は行訴法 37 条の 2 第 2 項を考慮して行う。

2(1) 本件において検討する。まず、C に主張する被侵害利益は周辺住民の景観上の利益であるところ、この利益は不特定多数者の具体的利益として保護されている。なぜならば、景観法 1 条「良好な景観の形成を促進」を目的として掲げているからである。

(2) それでは、同利益が個別的利益として保護されているか。

まず、C が A 市に義務付けを求める処分たる措置命令の根拠法令は景観法 17 条 1 項であるところ、同項には「良好な景観の形成」と定められている。もっとも、同措置命令は景観計画（景観法 8 条 1 項）に適合されるためにされるところ、その景観計画に協力する責務を負う「住民」（景観法 6 条）の範囲を特に限定していない。そうだとすれば、景観法 17 条 1 項において周辺住民の景観上の利益は一般的公益の中に吸収解消させているといえる。

また、周辺住民の景観上の利益は生命・身体と比べて重大な法益とはいえないため、法は同利益を個別的利益として保護しているとはいえない。

そのため、周辺住民の景観上の利益は個別的利益として保護されていないため、法律上保護された利益に当たらない。

(3) したがって、C は法律上保護された利益を必然的に侵害されるおそれのある者に当たらない。

3 よって、C は「法律上の利益を有する者」に該当せず、原告適格は認められない。

以上

(4) 狭義の訴えの利益（行訴法 9 I かつこ書）

狭義の訴えの利益とは、当該処分を取り消す実際上の必要性をいう。

取消訴訟の判決時までには期間の経過等により処分の効果がなくなった場合は原則として訴えの利益はなくなる。

3 本案

(1) 総論

処分の違法事由となる瑕疵は、実体的瑕疵と手続的瑕疵に区別できる。いずれの場合も、行政処分の根拠規定を特定したうえで、根拠法令違反があるかを検討することになる。

(2) 実体法上の違法事由

ア 処分要件を欠く

イ 裁量権の逸脱濫用

ウ 法の一般原則違反（平等原則・比例原則・信義則）

(3) 手続上の違法事由

ア 手続的瑕疵の認定

→行政手続法が適用される場合（適用除外規定に注意）

①申請に対する処分

・審査基準の設定・公表

・理由付記

②不利益処分

・告知・聴聞手続

・理由付記

→個別法で手続規定が定められている場合

イ 手続的瑕疵が違法事由となるか